

### 2 我が国における林産物需給の概況

#### (1) 木材需給の動向

#### (木材需給の動向)

平成19年の我が国の木材需要量(用材)は、同年6月に建築確認・検査の厳格化等を内容とする改正建築基準法が施行された影響により新設住宅着工戸数が前年比で大きく減少したことなどを受け、対前年比5.1%減の8,237万 m³と大幅な減少となった。これを用途別にみると、建築用途が大半を占める製材用材、合板用材がそれぞれ前年より7.8%、17.9%減少して3,046万 m³、1,126万 m³となった一方、パルプ・チップ用材は印刷用紙の堅調な需要等を背景に0.6%増加して3,713万 m³となった。

供給別にみると、外材供給量が前年に比べ7.9%に当たる544万  $m^3$ 減少し6,374万  $m^3$  となったのに対し、国産材供給量は5.8%に当たる102万  $m^3$ 増加し1,864万  $m^3$ となった。この結果、木材自給率は前年より2.3ポイント増加して22.6%となり、平成17年以降3年連続の上昇となった(図 $\mathbb{N}-5$ )。

自給率を利用用途別にみると、製材用材が39.3% (対前年比4.0ポイント増)、パルプ・チップ用材が12.6% (同0.4ポイント増)、合板用材が14.5% (同6.2ポイント増)

## 図IV-5 我が国の木材供給量(用材)と自給率(丸太換算)の推移





となっており、いずれの用途においても国産材利用割合が増加したが、特に製材、合 板用途において増加率が高かった。

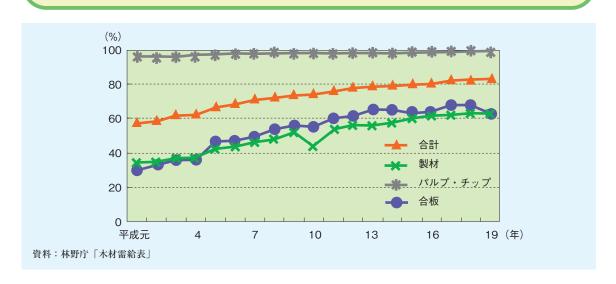
なお、平成20年の木材需要量は、新設住宅着工戸数の低迷や年後半の景気後退等により更に減少することが見込まれており、平成20年9月に林野庁が発表した「平成20年木材 (用材) 需給見通しの見直し」では、昭和40年以来43年ぶりに8千万 m³を下回る予想となっている。

#### (我が国の木材輸入にみられる変化)

我が国の外材輸入は、輸出国側の資源状況や経済事情、産業政策等を背景として、 輸入形態や相手国が変化している。

輸入形態についてみると、輸出国における丸太輸出規制や高付加価値製品の輸出振興等の政策を背景として、丸太から製品にシフトしている。平成19年の用途別の外材輸入形態を10年前と比較すると、パルプ・チップはほぼ全量が製品での輸入と変化はないが、製材、合板共に製品での輸入が5割台から6割以上へと増加した。この結果、平成19年における製品形態での輸入率は84%となっている(図IV - 6)。

#### 図Ⅳ-6 外材の製品比率の推移



また、輸入相手国についてみると、丸太では東南アジアや米国の割合が減少する一方で、ロシアの割合が増加している。製材品では米国の割合が減少する一方、ホワイトウッド集成材やラミナの需要増により欧州の割合が増加している。パルプ・チップでは、米国・カナダの割合が減少し、代わってオーストラリアの割合が増加している。さらに、合板等では、インドネシア、マレーシアが大きな割合を占めていたが、近年は中国の割合が増加している(図 $\mathbb{N}-7$ )。





#### 図IV-7 木材輸入における相手国の推移



#### (我が国の木材輸出の取組)

我が国の木材輸出は平成13年以降増加傾向にあり、平成20年の輸出額は120億円となっている。輸出先別にみると、中国が最も多く、近年はフィリピン及び韓国の増加が著しい(図IV - 8)。

輸出品目別にみると、丸太や製材については、中国や韓国向けに各地で試験的に行われていた輸出が継続的な取組へとつながるものもあり、輸出額が増加している(表  $\mathbb{N}-1$ )。また、最近では中国や韓国向けに国産材住宅を輸出する取組もみられている。

国産材の輸出の中には、輸出先国で加工された後、我が国へ再輸入されるケースもあるが、今後の国産材輸出に当たっては、より付加価値の高い製品の輸出に向けて、



輸出先国の消費者ニーズを的確に捉えた新規市場の開拓に取り組んでいくことが重要である。

#### 図IV-8 我が国の木材輸出額の推移



#### 表IV-1 品目別の 木材輸出額

	単位:百万円		
品目	2007年	2008年	対前年比 増減率
製材	1,826	2,638	45%
建築木工品・ 木製建具	1,797	1,490	-17%
単板	1,285	1,073	-17%
パーティクル ボード	872	827	-5%
丸太	404	728	80%
合板	761	666	-12%
その他	4,526	4,544	0%
合計	11,470	11,966	4%

資料:財務省「貿易統計」

注:総数と内訳の計の不一致は、単位未満の四 捨五入によるものである。

# 事例Ⅳ-2

#### 輸出先国のニーズを踏まえた取組

宮崎県木材利用技術センターは、韓国ソウル大学と共同で宮崎県産スギの集成材を活用した新たな木造軸組工法を開発した。この工法は、大工が少ない韓国での普及と日本からの輸出を考慮して、高精度でプレカットされた材を現場で家具のように容易に組み立てられることや、構成材をすべて直線材とすることで輸送体積を最小化できることが特徴であり、ソウル市外にあるヘイリ芸術村の木造展示館建設に採用された。





写真上:建設中の施設 写真下:建設後の内部の様子

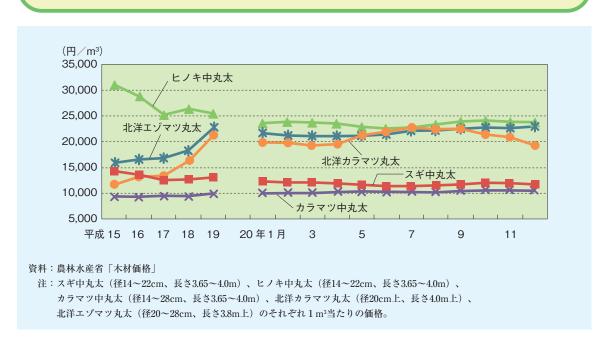


#### (2) 木材価格の動向

平成20年の木材価格は、北洋材(ロシア材)丸太の輸出関税問題や夏頃までの原油 価格の高騰と円安の進行、また秋以降の世界的な金融危機を背景とした急速な原油価 格の下落と円高の進行等を受け、変動がみられた。

丸太価格をみると、丸太輸入量の約半数を占める北洋材の価格は、平成18年以降急激に上昇し、平成20年も高い水準で推移した。一方、国産材の丸太価格は昭和55年をピークに長期的には下落傾向にあり、平成20年のスギの価格は11,800円、ヒノキの価格は23,400円で、前年よりスギで1,200円、ヒノキで2,000円値を下げた。また、カラマツの価格は、高騰する合板用北洋カラマツの代替需要により、わずかながら上昇がみられた(図 $\mathbb{N}-9$ )。

#### 図IV-9 丸太価格の推移



製品価格をみると、平成20年のスギ正角(乾燥材)の価格は前年とほぼ同水準で推移したのに対して、構造用材としてスギ正角(乾燥材)と競合関係にあるホワイトウッド集成管柱(国産)(注)の価格は、為替変動の影響等により大きく変動しながらも前年より下落して推移した。また、針葉樹合板の価格も、住宅着工戸数の減少に伴う需要減退等により、前年より下落した(図IV-10)。

<sup>(</sup>注) ホワイトウッドのラミナを輸入し、国内の集成材工場で貼り合わせて集成材としたもの。



#### 図IV-10 製品価格の推移



資料:農林水産省「木材価格」、日刊木材新聞

注:スギ正角(乾燥材)(厚さ・幅10.5 cm、長さ3.0m)、ホワイトウッド集成管柱(国産)(厚さ・幅10.5 cm、長さ3.0m)は それぞれ 1  $\mathrm{m}^3$ 当たりの価格、針葉樹合板(厚さ1.2 cm、幅91.0 cm、長さ1.8 2m)は 1 枚当たりの価格。

木材チップ (紙・パルプ用)の価格をみると、輸入チップ価格が上昇傾向にあるのに対して、国産チップ価格は下落基調で推移してきたが、平成19年以降は上昇の兆しがみられるようになってきている。平成20年は、秋以降の急速な円高の進行を受け、針葉樹・広葉樹とも輸入チップ価格の下落がみられたが、針葉樹についてみると、依然として輸入チップが国産チップよりも価格水準が高い状況となっている(図IV – 11)。

### 図IV-11 紙・パルプ用木材チップ価格の推移



資料:農林水産省「木材価格」、日本製紙連合会「パルプ材便覧」、財務省「貿易統計」

注:国産チップ価格はチップ工場渡し価格、輸入チップ価格は着港渡し価格(針葉樹:米国産、広葉樹:オーストラリア産)。

価格は絶乾トン当たりの価格を次の換算係数により換算したもの。

国産針葉樹: 1トン=2.2m³、国産広葉樹: 1トン=1.7m³、 輸入針葉樹: 1トン=2.25m³、輸入広葉樹: 1トン=1.64m³

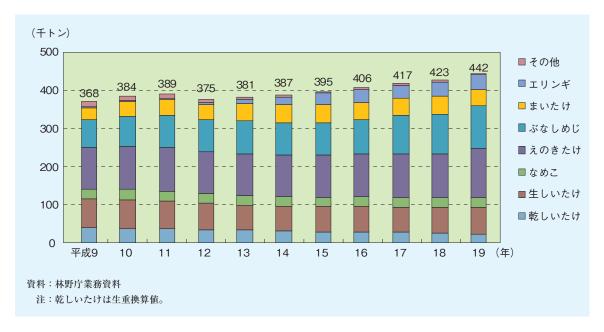


#### (3) 特用林産物の動向

特用林産物の生産額は、近年3,000億円を下回る水準で推移しており、平成19年は2,899億円で、前年に比べて2%減少した。このうち、きのこ類が2,420億円で全体の約8割を占め、他は山菜、わさび、木炭等となっている。

きのこ類の生産量は近年増加しており、平成19年の生産量は44万トンで、10年前に比べて2割増加している。生産量の内訳をみると、えのきたけが最も多く、次いでぶなしめじ、生しいたけの順となっている(図 $\mathbb{N}-12$ )。また、生産額をみると、生しいたけが全体の3割を占めており、ぶなしめじ、えのきたけがそれぞれ2割程度を占めている。

#### 図IV-12 きのこ類の生産量の推移



近年、食品の品質や健康に対する消費者の意識の高まりとともに、食品の原産地等の表示への関心が高くなっている。

このような中、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)」に基づき、生しいたけについては、「生鮮食品品質表示基準」による「名称」及び「原産地」の表示に加えて、「しいたけ品質表示基準」により「栽培方法(原木又は菌床)」の表示が義務づけられている。

また、乾しいたけについても、「加工食品品質表示基準」による「名称」、「原材料名」及び「原料原産地名」等の表示に加えて、「乾しいたけ品質表示基準」により「栽培方法(原木又は菌床)」の表示が義務づけられている。



さらに、しいたけ関係団体は原産地の考え方を改めるなどの自主的な取組を行っている。今後、消費者ニーズに的確にこたえるためには、このような一般消費者の選択に資するための適切な情報を提供する取組を進めることが重要である。

# 事例Ⅳ-3

#### しいたけの品質表示への業界の自主的な取組

日本特用林産振興会をはじめとするしいたけ関係9団体は、しいたけの「原産地の考え方」について、植菌(又は接種)から収穫までの生産期間のうち、最も長い場所を原産地とする、いわゆる「長いところルール」を平成20年10月1日から採用している。これによれば、海外でしいたけ菌が植えられ、海外で長く培養されたしいたけの原木や菌床を輸入し、国内で収穫したしいたけについては、外国産として取り扱うこととしている。

また、「日本産・原木乾しいたけをすすめる会」では、「国産の原木に、国産の種菌を日本国内で接種し、日本国内で栽培、採取、乾燥、加工、包装したもの」を自主規格に基づいて認証する取組を行っている。



木炭の消費量は近年横ばいで推移しているが、国内生産量は減少傾向にあり、平成19年の国内生産量は3.9万トンと10年前に比べてほぼ半減し、自給率は21%となっている。今後は、製品の規格づくりや生産体制の整備等を通じて、高品質な木炭の生産による輸入品との差別化等需要に応じた製品の生産のほか、多孔質という木炭の特性を活かした土壌改良材、床下調湿材等の燃料以外の用途への利用拡大にも積極的に取り組んでいくことが重要である。

このような特用林産物の生産振興を図ることは、就労機会の創出等による山村地域 の活性化のみならず、きのこ栽培の原木や薪炭材等として、里山等にある資源の活用 が進むことにより、里山林等の適切な維持管理にもつながるものである。

# 事例Ⅳ-4

#### 地域ブランド化による木炭の生産振興

古くから木炭の産地として知られる和歌山県では、商標法に基づく地域団体商標制度が創設されたことを契機に、生産者と卸売業者が新たに協同組合を設立した。組合では、「紀州備長炭」の定義を定め、平成18年10月に地域団体商標を取得し、高品質な木炭を地域ブランドとして売り出す取組を強化している。また、伝統的な炭焼き技術を伝承していくため、若手の育成にも取り組んでおり、生産量の増加に努めている。

